

東京大学大学院情報理工学系研究科「UMP-JUST」規約

令和2年9月10日 代議員会

第1章 総則

(名称)

第1条 東京大学大学院情報理工学系研究科（以下「本研究科」という。）に教育研究サポーター組織を置き、「UMP-JUST (Unified Multiple Projects - JUST)」(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、社会及び技術の変化に迅速に対応するため、大学と産業界との関係を強化し、社会的ニーズのその先にある「社会受容性」を探求するとともに、研究成果を社会実装に繋げ、情報科学技術の発展及びSociety5.0の実現に貢献することを目的とする。また、大学院学生の共同研究の参画や社会人教育等を推進し、幅広い分野において活躍できる優れた情報系人材の育成・量的確保に貢献することを目的とする。

(事業内容)

第3条 本会においては、前条の目的を達成するために次の活動を行うこととする。

- (1) 新たな共同研究や技術移転の創出支援
- (2) 若手人材との交流機会の提供
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な活動

第2章 会員

(会員)

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、入会の承認を受けた企業、団体等とする。

2 会員は各々の選択により、以下4つのいずれかのグループに所属するものとする。

- (1) グループJ：技術を有し、意欲のある技術系専門企業等
- (2) グループU：ユーザー系企業等
- (3) グループS：スタートアップ企業等
- (4) グループT：技術系総合企業等

(入会)

第5条 本会への入会を希望する企業、団体等は、本規約に同意の上、所定の申込書を事

務局に提出し、本研究科の研究科長（以下「研究科長」という。）の承認を得るものとする。

- 2 会員は、一事業年度の会費として、2,000,000円及び研究支援経費を支払うものとする。なお、個別に費用が発生する活動に対しては、会員と東京大学とで別途協議の上、追加の経費を支払うものとする。
- 3 会員は、前項に定める会費の支払いにあたり、原則として、東京大学と学術指導制度に基づく契約を締結するものとする。なお、これにより難しい場合には、事務局と協議するものとする。
- 4 前項により納入された会費及び経費は、原則として返還されないものとする。なお、天災その他の不可抗力又は止むを得ない事由により本会の活動を中止した場合において、前項の規定により支払われた経費に不用な部分が生じたときは、会員は不用となった額の返還を請求できるものとする。

（退会等）

第6条 会員は、所定の退会申込書を提出することにより、退会することができる。

- 2 会員が本規約に違反する行為を行い、本会の活動に支障をきたすと研究科長が判断した場合は、当該会員を除名することができる。ただし、かかる決定に際しては、当該会員に弁明の機会を与えるものとする。

（秘密保持）

第7条 本会の活動に関し、会員が相互に開示する情報の取扱いについては、本規約とは別に定める秘密保持契約によるものとする。

（知的財産処理）

第8条 第3条に定める本会の事業内容に基づく会員間の活動により創出された特許権、実用新案権、意匠権その他の知的財産権については、当該会員間でその取扱いを協議し、定めるものとする。

（共同研究契約の締結）

第9条 本会の活動に基づく検討の結果、共同研究等を行うこととした場合には、別途共同研究契約等を締結するものとする。

第3章 組織

（実施責任者）

第10条 本会の実施責任者は研究科長とする。

2 実施責任者は、本会を代表し、会務を総括するものとする。実施責任者は、必要に応じて、次条に定める産学連携委員会に諮問することができるものとする。

(産学連携委員会)

第11条 本会の運営に係る重要事項は、東京大学大学院情報理工学系研究科に設置する産学連携委員会が決定するものとする。産学連携委員会の詳細は、別に定めるものとする。

(アドバイザーコミッティー)

第12条 本会に、アドバイザーコミッティーを置く。

- 2 アドバイザーコミッティーは、本会の運営に対して必要な情報共有と助言等を行う。
- 3 アドバイザーコミッティーは、研究科長を議長とする。
- 4 アドバイザーコミッティーの委員は、各グループの互選又は研究科長の指名により選出され、会員総会の承認を得た会員とする。
- 5 アドバイザーコミッティーの委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(UMP-JUSTコーディネーター)

第13条 本会に、UMP-JUSTコーディネーターを置く。

- 2 UMP-JUSTコーディネーターは、本会の活動の効果的な実施に資するために必要な企画・調整等を行う。

(会員総会)

第14条 本会に、会員総会を置く。

- 2 会員総会は、以下に掲げる事項を実施する。
 - (1) 活動報告、決算報告
 - (2) アドバイザーコミッティーの委員の承認
 - (3) 本会の運営に対して必要な情報共有と助言等

(事務局)

第15条 本会は、本研究科情報理工学教育研究センター内に事務局を置く。

第4章 雑則

(免責)

第16条 本会における会員の活動は、すべて会員の自己の費用と責任において遂行されるものとし、本会での活動に伴ういかなる事故、物損などの損害についても、自己の費

用と責任において対応するものとする。本会は、かかる損害について一切の責任を負わないものとする。

(規約の遵守義務)

第17条 会員は、本規約を遵守するものとする。

(準拠法)

第18条 本規約は、日本法に基づいて成立し、解釈されるものとする。

(規約の改廃等)

第19条 本規約の改廃・変更は、本研究科代議員会の決議による。

(雑則)

第20条 本規約に定めるもののほか本会の重要な事項は、産学連携委員会が別に定めるものとする。

附 則

- 1 本規約は、令和2年9月10日から施行し、令和2年5月14日から適用する。
- 2 第5条第2項に定める研究支援経費については、当面の間、直接経費の10%の割合とする。